

# いじめ防止基本方針の策定等に係る法令 及び条例について

## 目 次

- 第1 いじめ防止基本方針について . . . . . P1
- 第2 法及び条例が規定するいじめ防止等の組織について . . P1
- 第3 いじめ防止等の対策のための組織について . . . . . P3
- 第4 重大事態への対処の流れについて . . . . . P4

## 第1 いじめ防止基本方針について

国及び市立学校は法により「いじめ防止基本方針」を策定することが義務付けられています。また、県や市町村は、「いじめ防止基本方針」の策定については、法で努力義務とされているが、県の基本方針は条例に基づき既に策定されている。いすみ市いじめ防止基本方針は、いすみ市いじめ防止対策推進条例第10条に基づき策定を義務付けています。

(いすみ市いじめ防止基本方針)

第10条 市は、法第12条の規定により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いすみ市いじめ防止基本方針を定めるものとする。

## 第2 法及び条例が規定するいじめ防止等の組織について

### (1) 法第22条に規定する「いじめの防止等の対策のための組織」

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

法第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

法第22条により市立学校に設置することが義務付けられている。

### (2) 法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」

設置することについて、法では、「置くことができる」となっていますが、いすみ市では、条例第12条第1項に基づき「いすみ市いじめ問題対策連絡協議会」を設置することを義務付けています。

(いすみ市いじめ問題対策連絡協議会)

第12条 市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、いすみ市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 (略)

### (3) 法第14条第3項に規定する教育委員会の「附属機関」

設置することについて、法では、「置くことができる」となっているが、いすみ市では、条例に基づき「いすみ市いじめ対策委員会」を設置することを義務付けています。

(いすみ市いじめ対策委員会)

第13条 教育委員会は、法第14条第3項に規定する附属機関として、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、いすみ市いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、次に掲げる事項を担当する。

(1) いじめの防止等に関する調査研究

- (2) 市が実施するいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (3) 重大事態（法第 28 条第 1 項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）が市立学校で発生した場合における事実確認及び調査に関する事項
- (4) その他いじめの防止等に関する必要な事項

### 第 3 いじめ防止等の対策のための組織について

#### (1) 学校がつくる組織

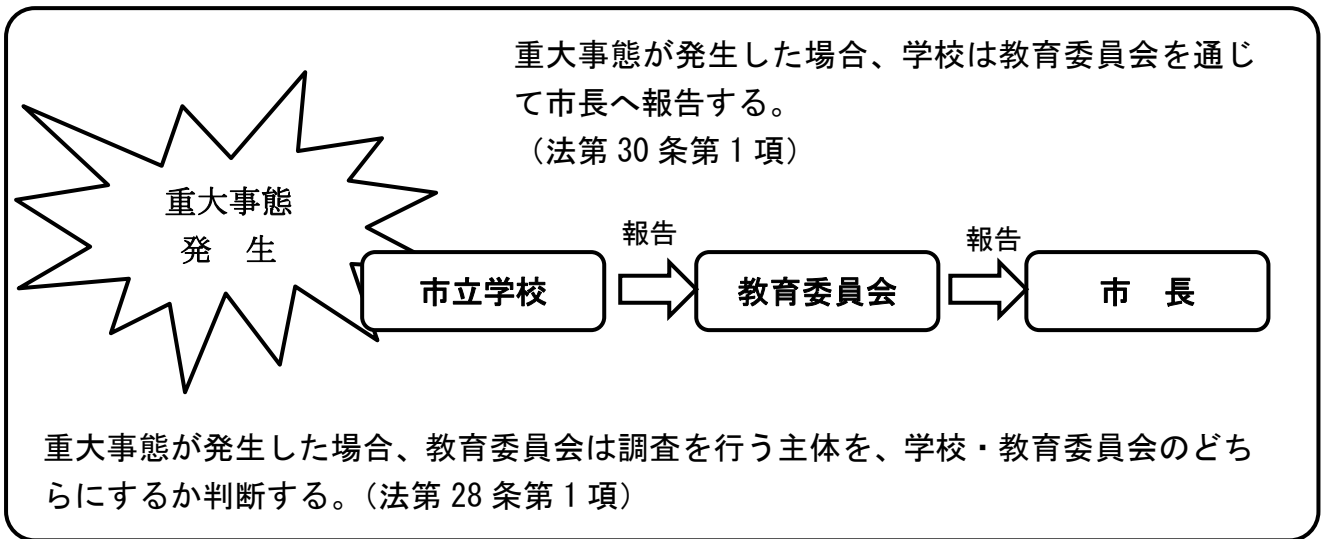
<p>いじめの防止等の対策のための組織 (法律上必置の組織)</p> <p>『いじめ対策会議』</p>	<p>設置根拠（法第 22 条）</p> <p>学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。</p> <p>構成員：当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者</p> <p>市内 14 市立学校で設置</p>
---	--

#### (2) 市、教育委員会がつくる組織

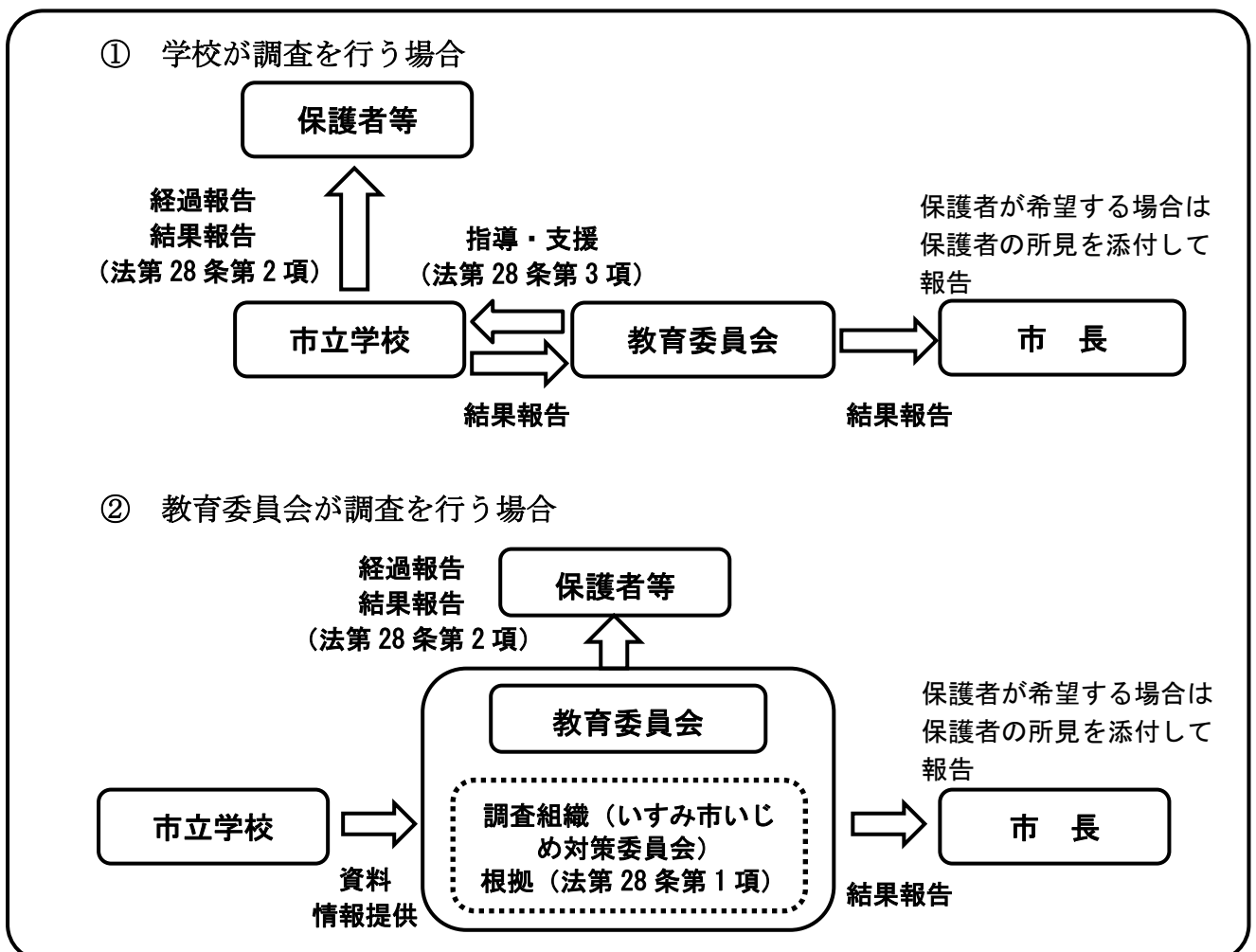
<p>いじめの防止等の対策のための組織 (法律上任意設置の組織)</p> <p>『いすみ市いじめ問題対策連絡協議会』</p>	<p>設置根拠（法第 14 条 1 項）</p> <p>地方公共団体は、<u>いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため</u>、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。</p> <p>構成員：いすみ警察署、千葉地方法務局いすみ出張所、夷隅健康福祉センター、東上総児童相談所、民生委員・児童委員協議会、市立学校、教育委員会</p>
<p>附属機関（調査組織）</p> <p>『いすみ市いじめ対策委員会』</p>	<p>設置根拠（法第 14 条 3 項）</p> <p>教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく<u>地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため</u>必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。</p> <p>構成員：弁護士、精神科医、心理・福祉の専門家、教育行政等の学識経験者</p>

## 第4 重大事態への対処の流れについて

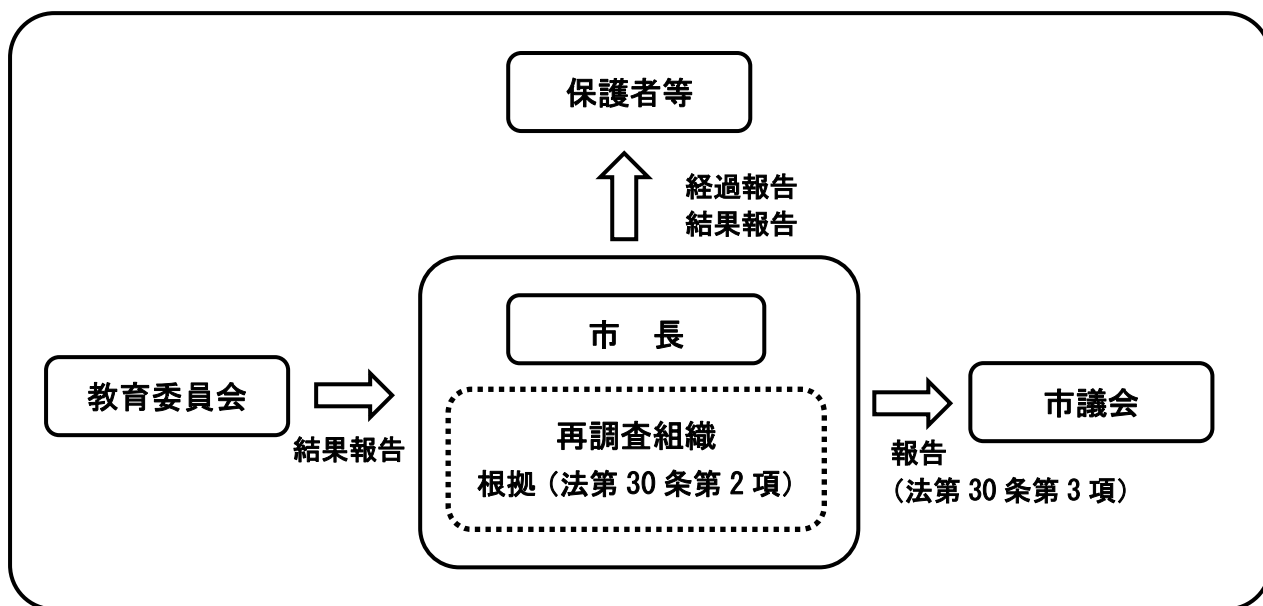
### (1) 重大事態発生時の報告



### (2) 調査の実施



(3) 再調査の実施



## いじめ防止対策推進法（抜粋）

### （いじめ防止基本方針）

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- （2） いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- （3） その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### （地方いじめ防止基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

### （学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### （いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対応のための組織を置くものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4・5 (略)